

第58回

高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

令和6年12月9日開会

令和6年12月9日閉会

高知県・高知市病院企業団

高知県・高知市病院企業団議会

第58回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月9日）

出席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	2
議事日程	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案の上程	4
村岡企業長	4
質疑	11
採決	23

卷末掲載文書

議案の提出について	24
議決一覧表	28

召 集 告 示

高知県・高知市病院企業団告示第1号

第58回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、令和6年12月9日に高知医療センター11階会議室に招集する。

令和6年11月8日

高知県・高知市病院企業団企業長 村岡 晃

議 員 席 次

1 番	大 石	宗 君	2 番	大久保	尊 司 君
3 番	岡 崎	豊 君	4 番	岡 田	芳 秀 君
5 番	金 岡	佳 時 君	6 番	上 治	堂 司 君
7 番	坂 本	茂 雄 君	8 番	高 木	妙 君
9 番	竹 村	邦 夫 君	10 番	長 尾	和 明 君
11 番	西 森	雅 和 君	12 番	浜 口	佳寿子 君
13 番	明 神	健 夫 君	14 番	吉 永	哲 也 君

第58回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

令和6年12月9日（月曜日） 会議第1日

出席議員

1番	大石	宗君	2番	大久保	尊司君
3番	岡崎	豊君	4番	岡田	芳秀君
5番	金岡	佳時君	6番	上治	堂司君
7番	坂本	茂雄君	8番	高木	妙君
9番	竹村	邦夫君	10番	長尾	和明君
11番	西森	雅和君	12番	浜口	佳寿子君
13番	明神	健夫君	14番	吉永	哲也君

説明のため出席した者

企業長	村岡	晃君
院長	小野	憲昭君
副院長	山本	克人君
副院長	西岡	明人君
統括調整監兼事務局長	濱田	仁君
監査委員	細川	哲也君
医療局長	尾崎	和秀君
看護局長	田鍋	雅子君
薬剤局長	公文	登代君
医療技術局長	西森	由加里君
栄養局長	十萬	敬子君
感染対策センター長	西内	律雄君
こころのサポートセンター長	澤田	健君
医療安全管理センター副センター長	根来	裕二君
事務局次長	伊藤	一彦君

議会事務局職員出席者

事務局次長（議会事務局長）	山中	健徳君
書記	西	理恵君
書記	森	まゆみ君
書記	森田	直也君
書記	佐野	和洋君

-----◇-----◇-----

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 12 月 9 日 (月曜日) 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 令和 6 年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算

議第 2 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例議案

議第 3 号 令和 5 年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算

報第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告

報第 2 号 令和 6 年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決
処分報告

-----◇-----◇-----

午前 10 時 00 分 開会 開議

○議長(明神 健夫君) 皆さんおはようございます。

ただいまから令和 6 年 12 月高知県・高知市病院企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ご報告いたします。

岡田議員から少し遅れるとの連絡がっております。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○議長(明神 健夫君) これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則を定めるところにより、今期定例会を通じて、

14 番 吉永哲也議員

15 番 大石宗議員

16 番 大久保尊司議員

をお願いいたします。

-----◇-----◇-----

会期の決定

○議長(明神 健夫君) 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日 1 日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(明神 健夫君) ご異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日１日と決しました。

—————◇—————◇—————

議案の上程（議第１号令和６年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算から報第２号令和６年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告まで）

○議長(明神 健夫君) 日程第３、議第１号「令和６年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算」から報第２号「令和６年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告」まで、以上５件を議事の都合上、一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

村岡企業長

○企業長(村岡晃君) おはようございます。

本日は議員の皆様のご出席をいただき、令和６年12月病院企業団議会定例会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ち、運営状況、当面する課題等について、ご報告いたします。まず、経営状況について申し上げます。

令和６年度の10月までの入院患者数は、延べ93,271人、１日あたり平均436人で前年と比べ２人の増加、稼働額ベースでの1人当たりの入院診療単価は97,286円で、入院収益は前年同期比約105.6%、４億8,300万円余り増加しています。また、外来患者数は、延べ115,833人、１日あたり平均793人で前年と比べ28人の増加、１人当たりの外来診療単価は25,718円で、外来収益は前年同期比約101.2%、3,400万円余り増加しています。

昨年度に引き続き、患者数や稼働額は増加しており、収入面の各指標は順調に推移しております。これらは県民・市民の皆様や地域の医療機関の皆様からの信頼をもとに得られた結果であると受け止め、さらに高知医療センターの強みを活かしながら、収入の増加に向けて努力してまいります。

次に医療機関を取り巻く現状について申し上げます。

日本経済がインフレ局面に転じ、全国の医療機関が極めて厳しい経営環境に直面しています。

企業間取引の物品の価格変動を測定する国内企業物価指数は、直近の10月時点で2020年平均対比123.7%と大幅な上昇となり、物価の上昇や労務単価の上昇を背景とした、医療材料などの物品の値上がり、工事・委託業務等、費用の増加が著しく、病院経営に大きな影響を及ぼしています。また、今年の民間主要企業の賃上げ率が、33年振りに５%を超えるなど、人件費の増加分も含めると、経営に与える影響は相当なものとなっています。

一方、収入源となる診療報酬は、隔年改定の公定価格であり、医療機関は、費用が増加した

からといって、他業種のように価格に転嫁をすることが出来ません。

令和6年度の診療報酬改定は、プラス0.88%となりましたが、その多くは賃上げ原資としての引き上げであり、それらを除いた診療報酬本体の増加は実質0.18%となっており、先ほど申し上げましたような費用の増加分を賄うことができない状況です。また、賃上げ対応の改定においても、本院でのベースアップ評価料の収入は、今年度の人勧改定に伴う給与の増加分に対して3割程度に留まる見通しとなっています。

このような現状は、国立大学病院が2024年度には、235億円の赤字に陥るのではといった報道にもありますように、本院に限ったことではなく、公立、民間を問わず、このままでは医療界全体が行き詰まってしまうのではないかと大変危惧しているところです。日本病院会等が行った「病院経営定期調査」でも、経常収支が赤字の病院割合は、令和5年度は53.4%と、前年の23%から急増しており、令和6年度には、さらにこの数が増えるものと予想されます。

このような病院の実情・窮状に関しましては、全国自治体病院協議会など関係団体を通じて、厚生労働省や関係省庁に対し、臨時的な診療報酬の改定や財政措置といった収益構造の改善策を強く要望しておりますが、議員の皆様におかれましても、医療機関の置かれております現状をご理解いただき、力強いご支援をいただきますようお願いいたします。

こうした環境の中、本院の今後の経営見通しは、かなり厳しいものとならざるを得ませんが、収入の増加、費用の縮減といった基本的な経営改善の取り組みを進めながら、厳しい環境の中にあっても、県民・市民の皆様や地域の医療機関の皆様から「必要」「なくてはならない」と求められる病院であり続けられるよう、与えられた使命を果たしていかなければならないと考えております。

次に、周産期医療体制の確保について申し上げます。

医師不足など様々な問題を背景として、県内の分娩可能な医療機関が減少を余儀なくされるなど、地域の周産期医療体制を維持していくことが困難になりつつあります。

特に、お産については、JA高知病院の休止や高知赤十字病院の受入縮小などによって厳しい環境にあり、本院が行き場を失いかねない妊婦さんの受け皿となって、医師・助産師・看護師など、職員の努力により可能な限り受入を行っています。分娩件数は10月までの実績で527件と前年同期比で155件の増額になっており、リスクの低い妊婦さんの受入は、他の医療機関と調整しながら受け入れ体制を維持しています。

今後も周産期母子医療センターとして、各医療機関と協議・連携を図りながら、県全体として妊婦さんが安心して出産できる医療体制を維持していきたいと考えております。

また、今後、他の診療科においても同様の問題が表面化してくる可能性もあり、高知県の地域医療を支える基幹病院として、広い視野と長期的な視点をもって、その役割を果たしていかなければならないと考えております。

それでは、今回提案しました議案についてご説明いたします。

第1号議案は、令和6年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算です。

内容につきましては、突発的な医療機器の故障に伴う高額修繕が多発したことにより、経費の不足が見込まれるため、支出の増額をお諮りするものです。

また、診療室や病室に設置する間仕切りカーテンについて、令和6年度末で現行のリース契約が満了となりますので、新たな契約に合わせて新調されるカーテン製作に相当の期間を要することから、令和6年度内に業者選定を行う必要が生じたため、新たに債務負担行為を設定するものです。

第2号議案は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例議案で、高知県・高知市病院企業団の職員を公益的法人等へ派遣するために必要な事項を定めることを目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき制定するものです。

第3号議案は、令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条の規定に基づき認定をお願いするものです。

令和5年度は、事業収益が251億4,300万円余り、事業費用が249億3,600万円余りで、純損益は2億700万円余りの黒字となっています。

次に、報告議案の報第1号議案は、損害賠償の額の決定および和解に関する専決処分報告です。これは、損害賠償請求事件について、高知地方裁判所から和解の勧告があり、これまでの裁判経過等諸般の状況を考慮のうえ、解決金2,066万円を支払い和解することで、専決処分を行いましたのでご報告し、承認をお願いするものです。

報第2号議案は、令和6年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算についての専決処分報告です。これは、和解した損害賠償請求事件について、解決金の支払い及びそれに伴う病院賠償事故保険金の財源措置に急施を要することから、所要の補正を専決処分で行いましたのでご報告し、承認をお願いするものです。

なお、これらの議案の詳細につきましては、後程、統括調整監から説明をいたします。議員の皆様におかれましては、何とぞご審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(明神 健夫君) 濱田統括調整監

○統括調整監兼事務局長(濱田 仁君) それでは、私の方からご説明させていただきます。

ご審議いただきます事案につきましては、お配りしております資料の右上に丸囲みで資料1と書かれた令和6年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会議案の概要説明で順次説明をさせていただきます。

本議会で報告します議案は、表紙に記載しておりますとおり、報告、承認も含めて5件となっております。

めくっていただきまして、資料2ページを見ていただきます。

議第1号は、令和6年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算でございます。補正の内容ですが2件ございます。

1件目は、予算第3条に定める修繕費の補正でございます。突発的な医療機器の故障に伴う

高額な修繕が多発したことにより経費の不足が見込まれることから、5,300万円の増額補正をお諮りするものでございます。

2件目は債務負担行為の追加でございます。

当院の診察室や病室に設置する間仕切りカーテンのリース契約が6年度末で契約が満了になることから、債務負担行為の設定を行いまして、本年度内に業者決定を行いたいと考えております。

期間は令和6年度から11年度まで、限度額は1,320万円でございます。

議第1号のご説明は以上でございます。

4ページ目をお願いします。

議第2号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例議案でございます。産婦人科医師の減少に伴い、高知県の分娩取扱施設が減少するなど分娩体制について喫緊の対策が必要な状況となっております。

そうした状況から公益的法人等への一般職員地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして、公益的法人等への医療センターの職員の派遣等が可能となるよう条例を整備しようとするものでございます。

5ページ目をお願いします。

議第3号令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算でございます。

令和5年度決算につきましては、企業団監査委員お二人に審査いただき、その審査意見書を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

6ページ目の本業である診療など病院運営に係る収益的収支、いわゆる3条収支でございますが、消費税抜きの金額でお示しをしております。

左側上段の収益的収入でございますが、令和5年度事業収益は総額を丸囲みしておりますが、251億4,345万5,000円となっております。その右の欄に前年度の4年度決算との差し引きをお示ししております。4億8,833万円余りの減となっております。

本業の診療実績である1医業収益は総額で202億2,803万円余りで、令和4年度から12億3,000万円余りの増、内訳は1入院収益が147億1,433万円余りで、令和4年度から8億4,415万円余り増加しております。

その下の2外来収益は49億5,317万円余りで令和4年度から3億5,585万円余りの増加、その他医業収益は5億6,052万円余りで昨年度から3,009万円余りの増加となっております。

特記事項を右側の吹き出しにお示ししております。

右の収益の増加のための要因でございますが、コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして、入院外来後の4年度から患者数から回復したことに加え、高度な治療の増加によりまして、1人当たりの診療単価が1,507円に増加したことなどが増加の要因と考えております。

次に、2医業外収益でございます。合計で47億4117万円余りで去年度から17億2,324万円の減となっております。

減少した要因につきましては、右の吹き出しの医業外収益の減少の主な要因に記載しておりますが、県からの新型コロナウイルス感染症関連補助金が18億4,292万円余り減少となったことが主な要因でございます。

続きまして下段の表、収益的支出でございますが、令和5年度事業費用の総額は丸囲みしております、249億3,437万円で4年度から6億8,711万円余りの増となっております。

増加となった主な要因ですが、1 医業費用のうち、右の吹き出しに記載しておりますとおり、1 給与費が給与改定等の増加により2,882万円余りの増、2 材料費は患者数や手術件数が増加したことで増え、4年度からは6億1,344万円余りの増、3 経費につきましても、患者数増加に加えて、物価上昇や労務単価の高騰を受け、委託費や消耗品費等が増加したことなどより、1億7,020万円余りの増加、さらにその表の下から二つ目でございます、3 特別損失では、右の吹き出しに記載しておりますが、訴訟に伴う損害賠償金が9,023万円余りなくなったことが減少の主な要因となっております。

ページの右上、小さな表、総計の表でございますが、数値を丸囲みしております。損純益、これがいわゆる赤字、黒字と言われるものですが、令和5年度は2億708万5,000円の黒字で、次に経常収支は特別利益や特別損失を除いた経常的な収支となりますが、3億1,219万円も黒字となっております。資金収支につきましても、1億3,696万1,000円のプラスとなっております。

7 ページをお願いいたします。

資本的収支、いわゆる4条収支予算の決算状況でございます。施設や設備、医療機器の整備、また起債の償還、県、市からの負担金の状況などでございます。

令和5年度の資本的収入の総額は、上の表の丸囲みにありますとおり、23億8,330万9,000円で内訳としましては、1 企業債9億9,400万円は医療機器の購入や施設整備費等で起債を発行したものでございます。2 負担金13億8,911万円余りは、記載の償還額に対しまして、構成団体である県、市から一定割合をいただく負担金でございます。

下の表、資本的支出は、丸囲みにありますとおり、32億9,511万円余りでございまして、内訳でございますが、1 建設改良費10億1,790万余り、主な内訳は右の吹き出しに記載しておりますとおり、1 医療機器整備費で6億7,000万余り、金額の大きいものとしましては人工心肺装置や内視鏡システムの経費でございます。2 資産購入費5,000万円余りは、オンライン資格確認端末の増設などの業務などでございます。3 施設整備費2億8,000万余りは、空調の自動制御設備の更新や蓄電池の更新などの費用でございます。

左の表に戻っていただきまして、2 企業債等元金償還金は、5年度の起債の元金償還22億7,720万円余りで前年度より1億9,467万円余り減少しております。

これら収入から支出を差し引きますとマイナスとなりますが、表の下の2つ目の米印に記載しておりますとおり、不足額9億1,180万円余りは、これまでの内部留保資金などで補てんを行っております。

続きまして、下の表、資金収支の状況でございます。

4 年末時点で、一番下の 6 の左の丸枠で囲んでおりますが、76 億 253 万円余りの内部留保資金がございます。

5 年度は純損益で 2 億 708 万円余りの黒字となり、右の現金を伴わない収支の合計と資本的収支不足額を合計しますと、資金収支は 1 億 3,696 万円余りのプラスとなっております。今年度末の内部留保資金は 77 億 3,950 万円となっております。

令和 5 年度の決算の説明は以上でございます。

8 ページ目からは、経営分析の資料としまして、経営に係る分析指標①から⑦までの 7 項目の推移と、ページ下の 2 つ目の米印に記載しておりますが、全国公立病院のうち、同規模と考えられる 500 床以上の病院を平均値との比較についてお示ししたものでございます。

なお、全国の平均値令和 5 年度の数値はまだ公表されておられませんので、非公表とさせていただきます。

9 ページ目をお願いします。

まず、経常収支比率ですが、医業費用、医業外費用の支出に対する医業収益、医業外収益の収入の割合で損益状況を示す指標となっております。

収支は黒字の場合は 100% 以上となり、赤字であれば 100% 未満となります。令和 2 年度からは黒字で 100 を超え、5 年度の経常収支比率も 101.3% となっております。

10 ページをお願いします。

病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を示す医業収支比率でございます。当院は類似の病院平均を下回っている状況が続いており、また令和 2 年度はコロナ感染の影響により医業収益が大幅に落ち込みましたが、3 年度、4 年度、5 年度と医業収益が増加し、比率は改善をしております。

めくっていただきまして、11 ページをお願いします。

病院の施設が有効に活用されているか判断する一般病床の利用率でございます。当院は、コロナ発生前の令和元年度までは 80% 程度で推移をしておりましたが、コロナ発生後の令和 2 年度は延べ入院患者数が大きく減少したことから比率は低下しましたが、令和 3 年度、4 年度、5 年度と患者数は増加しております。まだまだコロナ発生前の患者数までは戻っていない状況で、利用率は低い結果となっております。

次の 12 ページをお願いします。

入院患者 1 人 1 日当たりの収益ですが、病院入院患者数はコロナ前に比べて減少しているものの、年々増加傾向にあります。

また、専門的で高度な医療を提供していることもあり、今年度は未発表ですが、単価はこれまでの類似施設の平均を大きく上回っており、この状況は続いているものと考えております。

めくっていただきまして、13 ページをお願いします。

外来患者 1 人 1 日当たり収益についてでございます。入院と同じく、外来も延べ患者数はコ

コロナ前の人数に比べますと減少しているものの、外来化学療法等の高度医療の提供などにより収益は増加傾向で、類似施設の平均を上回る状況が続いているものと考えております。

14ページをお願いします。

医業収益の中で職員給与費が占める割合を示すもので、当院は平成29年度以降50%を超えています。類似平均も上回った状況になっております。コロナ発生後の令和2年度に医業収益が大きく落ち込んだことから、比率は大きく上昇しましたが、令和5年度については、医業収益が200億円を超し、医業収益比率は改善傾向にあります。コロナ前までの比率を下回る結果となっております。

15ページをお願いします。

医業収益に対して材料費が占める割合を示したものでございますが、当院は高度な医療の提供を行っていることで、類似施設平均よりも3ポイントほど高い33%前後で推移をしております。単価の高い薬剤の使用が増えていることから、比率は少し上昇傾向の状況になっております。

決算議案についての説明は以上でございます。

お配りしております資料の右肩に①と書かれた補正予算の議案と説明書、②-1の条例その他議案と②-2の条例その他説明議案、③-1と2の決算議案と③-3のその他説明書につきましては、今回決算概要で説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただき、右上にある③-4と記載しております、令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算審査意見書の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、最初のページをお願いします。お二人の監査委員には令和5年度の決算審査の際、意見書の提出をいただきました。

めくっていただきまして、1ページ目をお願いします。

第3の審査の結果でございます。1決算諸表については、「地方公営企業法および関係法令に準拠し、かつ、会計原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業もその目的に沿って運営されている。また、決算計数は、関係帳簿および証拠書類と照合をした結果、誤りのないものと認められた。」とのご意見をいただいております。

その下、2経営状況については、(1)事業概要から5ページの(4)財政状況のそれぞれの決算の数値などをご確認いただき、それらを踏まえまして、審査意見をいただいております。

8ページ目をお願いします。

経営状況について、ご意見をいただいております。要点のところだけを説明させていただきます。

まず、1段落目には、医業損益が28億654万円の赤字となり、前年度に比べ赤字額が3億8,115万円減少し、2段落目では、医療センター経営計画に基づく経営改善に努め、入院収益・外来収益ともに増収になったこと、3段落目には、医業外収益が前年度に比べ17億円ほど

減少したことは県のコロナ感染症対策事業費補助金等の減や、長期前受金戻入減によるものになります。４段落目と５段落目では、この結果、経常損益は３億１,２１９万円の黒字で、前年度から１２億円ほど減少し、純損益は２億７０９万円の黒字で、前年度に比べ１１億円ほど減少している。累積欠損金は６７億５,７４９万円になった。６段落目では、年度末に算出する控除対象外消費税の費用計上に、１億円余りを医業外費用から医業費用に流用しております。

これらを踏まえまして最後の３行を読ませていただきます。

「医療センターにおいては、引き続き本県の地域医療を担う中核病院としての役割を十分に果たされるとともに、経営計画に基づく収支の改善、職員配置の最適化、より競争性の発揮される購入方法を重ねるなど、費用節減に向けた不断の努力を求める」とのご意見になっております。

次に、右上に③－５と書かれた、令和５年度高知県・高知市病院企業団資金不足比率審査意見書について説明をさせていただきます。

令和５年度決算に基づく資金不足比率の審査につきましては、お二人の監査委員に行っていただきまして、第３の審査の結果としまして、「審査に付された資金不足比率とこれの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。資金不足比率は、経営健全化基準を下回っている。今後も経営計画に基づく取り組みを着実に進め、健全な経営に努められたい」との審査結果となっております。

めくっていただきまして、次のページ第４審査の概要でございます。

決算に基づき、基礎となる数値による資金不足比率について審査いただきましたが、「資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない」との結果となっております。

申し訳ございませんが、資料１の概要、横長の資料、概要説明の資料にお戻りください。概要説明の最後のページ、１７ページをお願いします。横長の資料、概要説明の１７ページ目をお願いします。

【報第１号】損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告。令和元年５月に甲状腺手術後、出血のため気道閉塞になった患者について、気管挿管後の呼吸音管理が不十分であったことによる呼吸停止及び、これに起因する後遺障害が生じた事案につきまして、２,０６６万円の損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分したことから承認を求めるものでございます。

続きまして、【報第２号】令和６年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告です。

先ほどの和解が成立し、和解解決金及びそれに伴う病院賠償事故保険金の財源措置に急施を要したため、専決処分をしたことから報告し、承認を求めるものでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(明神 健夫君) これより、質疑並びに一般質問を行います。一般質問の通告はありません。

質疑はありませんか。西森議員。

○11番（西森 雅和君） 御説明ありがとうございました。

条例議案について質問したいと思いますが、今回、公益的法人等への職員の派遣等を定められておりますが、この公益的法人というのは、こういったところを医療センターとしては想定されているか、そのあたりをちょっと教えていただければと思います。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 公益的法人に想定される病院につきましては、高知赤十字病院を想定しております。

○議長（明神 健夫君） 西森議員。

○11番（西森 雅和君） はい、わかりました。ありがとうございます。まあ、将来的にそういう状況になり得るということなんだなと思いました。あとですね、職員の給与第4条ですけども、この中に「100分の100以内を支給することができる」となっておりますが、これらの給与の支給する場合としない場合があるという、そういう考えになるのか。また、どんな基準で支給する、しない、ということになるのか、この辺りを教えていただけたらと思います。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 第4条の方に派遣職員の給与に関しまして規定されております。給与としましては、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの額を支給するということになっております。

○議長（明神 健夫君） 西森議員。

○11番（西森 雅和君） はい。そうすると、派遣した職員に対しては医療センターの方から支給するということになるのでしょうか。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 今後、派遣先の医療機関との協定によると思いますが、基本的には派遣元、医療センターから給与支給して、その相当分を派遣先の病院が負担することになると思います。

○議長（明神 健夫君） 西森議員。

○11番（西森 雅和君） ここには100分の100以内を支給するとあります。例えば、赤十字病院に派遣をしました。その赤十字病院との話の中で100分の100以内ですから、こっちが半分出しますよとか、こっちが3分の2出しますとか、そういう考え方というのは話し合いの中で出てきたりするのか。

そういったときの何か基準みたいなものがあるのか、このあたり。

○議長（明神 健夫君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 一般的に派遣っていうのは、医療センターにおいては人材派遣を行っていますけど、今回の条例で定める公益的法人等では行っていないところなんですけど、一般的なお話でいいますと、派遣先と派遣元との関係では、派遣元、医療センター側で支払って、

後で派遣先が負担するというふうになっておりますので、相手方との関係で、例えば7割まで医療センター、残り3割を負担というふうなことは基本的には想定しておりませんので、実際に従事をしたところで給与については、最終的に負担いただく考え方です。

○議長（明神 健夫君） 西森議員。

○11番（西森 雅和君） わかりました。ここには100分の100以内を支給するとはなってるけども、想定はしていないということがわかりました。ありがとうございます。

あとですね、損害賠償の和解の件についてもうちょっとお聞きしたいと思います。和解金に関しては、保険の方で対応ができたのか。それで今回専決処分ですね、保険の額に対する財源措置ということも書かれておりますけども、今回のこの事故による支払いによって、保険料にどれくらい変化が出てくるのか、このあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 今回の件につきましては、保険適用してもらいましたので、一旦、医療センターの方からお支払いした額に対して、保険会社から保険金が入るという形になっております。

それに基づきまして、そもそもの保険料が上がるかは、これ以外の案件もありますので、この案件だけで増減することではございませんので、そこはまた来年以降の契約のこととなります。

○議長（明神 健夫君） 西森議員。

○11番（西森 雅和君） はい。そうすると保険に関しては、この額というのが和解の金額ですね。保険に関する専決とはどういうことですか。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 保険会社に対する契約自体は別途予算として構えております。今回は今年度に発生する損害金についての承認をお願いしたいと。

○議長（明神 健夫君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 右肩に、②－1という資料をご覧ください、5ページを開いていただけますでしょうか。5ページに先ほど説明いたしました補正予算の内容がありますが、補正した内容は収入の方で2,066万円これは保険会社から保険金として受け入れた金額でございます。

これは下の方で2,066万円の賠償の相手方に支払いをするということで、歳入と歳出同額を計上しているところでございます。

○議長（明神 健夫君） 西森議員。

○11番（西森 雅和君） いずれにしてもこういった形の損害賠償とかですね、支出をするということになった場合、上がることは間違いないということですね。ただ、損害賠償で支払った額によって、保険金が増える割合が高いか低いか、そのあたりを教えてください。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 前年度実績などにより保険料金が上がる可能性はあります。

○議長（明神 健夫君） 西森議員

○11番（西森 雅和君） はい、わかりました。この支出によって、来年度どれぐらい上がるのかについてに関しては、そこは試算できませんということでしょうか。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 現在、予算作成してるところですので、ここで参考見積をもらいながら予算計上していくことになります。

○11番（西森 雅和君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（明神 健夫君） 坂本議員。

○7番（坂本 茂雄君） はい。先ほど、西森委員が質問された公益法人等の職員派遣等の関する条例に関する質問になりますけども、これはもう、一応派遣については条例で整理をして、実際派遣するのは来年度からということだろうと、先日、周産期医療体制を考える県の協議会の中でもですね、高知医療センターと高知大学から赤十字病院には3名派遣するというふうに新聞記事が出たんですけど、医療センターは3名のうち何名ぐらいが、まだ調整があるのかもしれないけれども、想定されているのかということと、もう一つは、今回例えば、県の補正予算なんかで、医師確保対策事業費、勤務環境改善対策で時間外労働を医療機関にその医師を派遣してカバーするというようなことに対しての補正予算が組まれているんですね。

そういう意味で言うと、この医療体制周産期医療体制を維持していくということにおける依頼とこちらの医療センターと両病院のご尽力に対してですね、例えば実際、来年以降そういったことをされるときに、さっき言われたような、人件費を負担する、あるいは、それをまた再開していただくというようなことになってますけども、そういったことに対して県の支援とか、そういうものを想定されているのかどうか、議論があればお教えいただきたい。

○議長（明神 健夫君） はい。濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 新聞報道がありました高知大学と高知医療センターにつきましては、ほぼ3名で調整ということで目下調整しているところでございます。もう一点、今回の県の補正予算の医師派遣のお話ですけども、まだ内容は決まってはいませんけれども、ドクターが派遣に基づき行った場合に、そのドクターが派遣されることで遺失損益が発生し、その点を今回の県補正予算であげているものと考えています。

つきましては、来年度も県の方でそういった医師派遣に対する措置をしてくれるのであれば、対象にはなろうかと。

○議長（明神 健夫君） 坂本議員。

○7番（坂本 茂雄君） 医師の人件費を医療センターで負担して、後から日赤から返してもらうということだったのでですけども、派遣する際に生じる、本来だったら、いたら得られたで

あろう収益の部分今回の高知県の補正予算は補てんするわけですけども、この周産期医療体制を維持するためのこの派遣についても視野に入ってるのかどうか、県とはそういった話はされてないでしょうか。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 来年度の当初予算について、まだそこまでの議論できてませんけれども、この今回の県の補正の内容につきましては財源が総合確保基金を活用しているとお聞きしていますので、総合確保基金であれば、当初予算でも同様のメニューは含まれるものと考えております。

○7番（坂本 茂雄君） わかりました。

○議長（明神 健夫君） 坂本議員。

○7番（坂本 茂雄君） いやちょっと議案と関係なくなります。以上でいいです。

○議長（明神 健夫君） 大久保議員。

○2番（大久保 尊司君） はい、今回の会計決算、令和5年度の会計決算にちょっとお伺いしたいんですが、③－4の審査意見書の8ページの中の審査意見の中で、最後により競争性の発揮される購入方法を重ねるなどありますけども、これ、具体的にどう競争性が発揮されてなかったのか。ご説明いただければと思います。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 競争性についてご指摘いただきましたけれども、具体的には少額の契約について参考見積をとらずに随意契約をしていたものについて、少額であったとしても、競争性を担保するために随意契約を変更するなどの検討をですね。

○議長（明神 健夫君） 大久保議員。

○2番（大久保 尊司君） では、具体的に本来の契約に基づいてなかった契約をしてた、ということ。

○議長（明神 健夫君） 濱田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 規則にのっとった対応ではあります。少額であれば合い見積もりを省略することができる、そういったところのお話だと思います。

○議長（明神 健夫君） 大久保議員。

○2番（大久保 尊司君） 監査委員から何か意見を求めても大丈夫ですか。

○議長（明神 健夫君） 細川監査委員。

○監査委員（細川 哲也君） お手元にあります6年度の定期監査結果報告書に基づきご説明させていただきたいと思います、その報告につきましては高木委員と二名で決めさせていただきましたが、私の方から説明させていただいてもよろしいでしょうか。

わかりました。資料も開いていただいて、1ページをおめくりください。

中ほどの第4監査の結果につきましては、3行下の中ほどの「概ね適正に事務処理が行われていた」として報告しておりますが、その下「1医療センターの修繕等の契約について」着目

して監査を実施してきました。

2 ページをお願いいたします。

3 行目 3 監査の結果、対象としましては、令和 5 年 7 月から 6 年 3 月末までの全ての維持修繕工事 298 件対象といたしまして、ただし、2 行目ですけれども安心安全に直結します医療機器等は除外いたしまして、いわゆる建物給排水電気設備等の維持修繕工事費 180 件を対象に監査を実施したものです。

その結果ですが、特に、その下のアの②に記載しておりますように 50 万円以下ですとか 30 万以下の少額の契約が 83% を占めていることがわかりました。

③ですけれども、契約の種別に着目いたしますと、一般競争契約はありませんで、指名競争が 1 件その他 184 件は随意契約となりまして、そのうち当初から特定の業者 1 社のみを指定して契約する、いわゆる特命随意契約が 159 件と多数実施されていたということがわかりました。

④ですけれども、契約業者についてみますと、医療センターが全て 42 の業者が受注いたしておりますけれども、受注件数の多い上位 5 者が計 98 件と半数以上を受注している状況、でそのうちの 92 件が匿名随意契約という事態が見受けられておりました。

さらに、イの改善を要するところの①ですけれども、先ほどご質問ありました契約にあたり競争性が十分に発揮されていないと認められる事態についてのみご説明しますと、4 行の「また」のところですが、同じ日に同じ業者と複数の工事を契約しているものや、二日連続で同一業者と契約しているものが見受けられました。中には同時に 8 工事を契約している業者も見受けられております。

下から 3 行目、これらをまとめて、随意契約により契約することが可能であると認められたわけですが、会計規則に基づきますと、一般競争、この契約は原則ですが、例えば 100 万円以下の場合は予定価格調書の作成が不要となりますし、50 万円以下となりますと請書の作成も不要となります。30 万以下となりますと 1 者からだけのいわゆる匿名随意契約が可能ということであります。

これらを受けて次のページをお願いいたします。2、3、4 については飛ばさせていただきますけれども、5 意見のところの「したがって」のところですが、「今後は会計規則を遵守し、同種同様の工事については、可能な限り一括して発注したり、より多くの業者の参加を求めたり、複数の業者の見積もり合わせや競争入札を実施したりして、より競争性、経済性、透明性を確保した契約事務を実施する」という契約事務等の是正改善措置を求めています。以上です。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) 本件につきましては定期監査の結果報告で勧告をいただいておりますのでその点については、事務局の中において改善をするということで現在進めております。

特に病院の大きな組織ですから、いろんなところで故障であったりとか修繕対応が求められますので、その中で緊急性があるもの、少し緊急性がなくて、まとめて発注することで可能な

ものということで様々な、修繕の業務の中では実態があらうかと思しますので、できる限りまとめること可能なものについては競争性を担保しながら適正な処理に努めていくということで改善するようにしていきます。

○議長(明神 健夫君) 大久保議員

○2番(大久保 尊司君) はいわかりました。

○議長(明神 健夫君) 金岡議員

○5番(金岡 佳時君) 関連して、競争性の担保のためにそれぞれの業者にとのことですが、一方でやはり業者としてはですね、そこに出入りして状況を見てないとですね。いろんな故障が起きたり、いろんなことが起こった時にわからないんですね。

その部分だけを見てその部分だけを修繕するとすると、当然また後から問題が起こってくるといったことになるかと思います。ですからきちんとメンテナンスをしていくシステム作りをしていかなければならないんじゃないかと、例えば年間契約でずっと見てもらうとかいうことをですね、やりながら修繕を対応していかなければならないんじゃないかと思うのですが、いかがですかね。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) ご指摘の通りこれだけの施設を維持していくということになると特に医療機関の施設ですから一定の特殊性ということも当然あらうかと思しますので、そのあたりについてはやっぱり病院の構造施設を理解した業者の方に発注をしていくということも必要にならうかと思います。

一方で排水設備等についてはトイレの故障だとかいろんな故障等も結構あるんですけど、そういったものについては、ある意味どこの業者でも対応可能な部分というののもあらうかと思しますので、そういうところをしっかりと予算の中において見極めをしながら適正に競争性が発揮できるものは、競争性を発揮していくことをしっかりやっていくことが必要ではないかというふうに思いますので監査委員さんのご指摘というものを踏まえてしっかりと競争性を確保していきながらより適正な事業執行に努めていきたいと考えております。

○議長(明神 健夫君) 金岡委員。

○5番(金岡 佳時君) はい。議題1号の補正予算について修繕費の補正予算について、突発的に故障がある状況が非常にわかりにくいんですが、説明できるのであれば説明していただければと。

○議長(明神 健夫君) はい、浜田統括調整監。

○統括調整監兼事務局長(濱田 仁君) はい、具体的な事例でご説明させていただきますと、上半期だけで四件、大きな修繕が発生しております。例えば、血管造影X線診断装置であれば3,000万円ほどの費用がかかっています。これ中身はですね、消耗品になります管球の交換、それだけで3,000万円かかるとかですね。

あとデジタル式X線撮影装置、こちらも管球交換で1,600万円とか、1,000万、2,000万ぐら

い、そういう高額の商品消耗品といいますか、そういったものの交換が急遽発生したというの
続いて生じたというものになります。

○議長(明神 健夫君) 金岡議員

○5番(金岡 佳時君) 管球の交換ですね、管球というものも大体耐用期間がほぼ決まってま
すので、おそらく何千時間とか。そこら辺は大体その時期が来れば先に交換するということも
あり得るんじゃないかと思えますけどいかがですか。

○議長(明神 健夫君) 浜田統括調整監

○統括調整監兼事務局長(濱田 仁君) 管球につきましてですけれども撮影回数などの当たり
外れもあるといいますか、一概に言えないものでございます。例えば同じＣＴで見ましても一
つのＣＴであれば管球交換で13ヶ月で交換した場合がありますし、別のＣＴですと2年から3
年にかけて交換したという事例もございますので、どうしても管球の期限が切れてから交換と
いうのが妥当であると考えております。

○議長(明神 健夫君) 金岡議員

○5番(金岡 佳時君) 大体メーカーさんからおそらく、この時間を示されてるんじゃないか
なっていると思います。ですからそこら辺も考慮しながらですね順次計画的にやっていったらいい
んじゃないかと。よろしく願いいたします。

○議長(明神 健夫君) 他に質疑ありませんか、竹村議員。

○9番(竹村 邦夫君) 第3号についてですけれども、これに関しまして、冒頭企業長から非
常に気になることが、全国の医療機関が極めて厳しい経営状況に入っているといわれておりま
す、そして、今年も内部留保が77億、コロナの要因で上がってきたわけですが、今後この
77億はどれぐらい持つのかというところをちょっと聞かせていただきたい。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) 77億円がいつまでもつのかっていうご質問だと思うんですが、非常に
難しい問題ではあると考えてます。

以前に平成29年と令和元年度、医療センターが赤字に陥りましたが、コロナ前の状況です
が、その2年間では10億円を超える内部留保資金を使用している、減少していったというふう
に見ています。

全国的にも医療機関の経営が非常に厳しく、令和5年度の決算においては四国の他の県立病
院においては全て赤字という状況です。例えば香川県中が9億円、愛媛については20億円を超
える赤字になっていましたので、令和5年度の決算においては医療センターは純損益が黒字に
なりました。そういう意味では非常によく頑張ったなという評価をしていることですが、これ
から本当に医療経営は厳しくなってきますので、今年度の見通しでも3億円の赤字予算を想定
をして、3億円を超える内部留保を取り崩すことになっておりましたけど、このままいくと前
期の収支の状況でも昨年と比較をして2億円ほど収支悪化をしておりますので、そういった意
味では10億円を超えるような状況があるんじゃないかと、そういうことにならないような少し

でも収益を上げて、少しでも費用を減らす努力をしていくしかないかなと考えているところですが、全体で250億円を超える事業体ですので、それと機器の投資についても開業して20年以上経ってますから、それなりの投資が必要になっているということを考慮いたしますと、今後やっぱり単年度で10億円を超えるような資金が必要になってくるのではないかなと考えますので、そう考えると70億円があるからといっても、例えば期間的にはやっぱり5年ぐらいの間が一つの目安ではないかと、その中でしっかり、診療報酬の見直しも含めて、地域医療を支えていくために医療経営をしっかり確保できるような体制制度を構築していくことが重要ではないかなと思っているところです。

○議長(明神 健夫君) 竹村議員

○9番(竹村 邦夫君) 今後赤字になってくる、言ったら5、6年であろうという話だったと思いますけれども。それを我々議員が放置することできませんので、皆さんが職員の皆さん、院長はじめ、一生懸命やっていたら、中心的な医療をやっていることも重々周知しておりますけれども、赤字を垂れ流すのは血税にもなりますので、これはなんとかしていただきたい。赤字になったとしても最低限で、6年から10年になるべきやろうと思います。

その中でいろいろ聞こえてくるのは、麻酔医の不足であったり、PETなど。僕はPETを受けさせていただきましたが、かなり早い時間で終わっているのも、もっと稼げるんじゃないかと素人ながらでも思ったんですが、こういうちょっとしたもので稼ぐとことを覚えていかないといけないのかなと。

僕らはホテルから出てきてますので、小さい数字で黒字にしていく。大きいから難しい。一緒だと思うんですよ。大きくても小さくても少しでも黒字に近づいていくということをやっていかなくちゃいけない。その辺は内部におられる先生方であったり職員の方に、どうやったら稼いでいけるか、この病院には存続してほしいので、少しでも稼ぐということを考えていただきたいと思いますけど、その辺院長どうですかね。

○議長(明神 健夫君) 小野病院長

○院長(小野 憲昭君) 小野です。ありがとうございます。PETについては今後アルツハイマーなどの対応などできるように考えておりますので、まずそういうことを一つ一つ考えていて、なかなか、お金のことを考えて、診療はできませんけれども、でもそういうことを考え、今日いただいたご意見を肝に銘じてやっていこうとは思っております。

○議長(明神 健夫君) 竹村議員

○9番(竹村 邦夫君) その時、この病院に来て、本当に良かったと思ったんですけども、例えばこのPET一つとってもですね、文章を渡されます。PETというものがいかに全てじゃないかということがつらつらと書かれているんですけど、我々商売してる人間であれば、最後に1行くらい完全ではないということを書くだけですね。ちょっとしたことだと思いますけれども、医療だから逃げの一手で来ている気が大いにしたんですよ。

そうじゃなくて最後の1行でいいんですが、全部にその姿勢みたいなものを入れてしますとよ

くないと。

病院行くと皆さんの優しいんですけど、文面見るとちょっと冷ややかに、逃げの姿勢だなと思いましたので。ただ、患者として、これは僕の想いを伝えるだけですので、これをもっていろいろと言うわけではございません。

○議長(明神 健夫君) 岡田議員

○4番(岡田 芳秀君) どうもご説明ありがとうございます。冒頭に村岡企業長から医療機関の経営が厳しいというお話がありました。特にその中で公立民間問わず厳しいという発言がありました。病院の収入源は診療報酬ですので、根本的な医療界全体の体制ということになりますが、その辺どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) 提案説明の中でそのような発言をしたというのは、背景には、先日、11月22日には国民医療を守る総決起大会が中央地方で開催されて国に対しても、診療報酬の増額と、臨時的な対応も求められております。

それと11月の東京都の医師会の会長さんの定例記者会見の中でも東京においても2、3年の間に今までにない病院の危機が訪れるということも発言されております。

特に今後、世間一般では給料があがっているという状況がありますが、例えば医療関係の労働組合が調査をした調査結果によりますと、ベースアップはされているんですけど、一時金の賞与が下がっている医療機関が多いと報道されていますので、けして公立民間問わず経営的には厳しい状況があるだろうと考えています。

全国的にも、新潟県の県立病院では、内部留保基金が枯渇をして経営が厳しいといった報道もありましたし、どこの県立病院も大幅な赤字が令和5年度に出ているような状況もあります。その中でも努力をしているところで黒字を維持しているところもありますけど、現状としては、材料費の高騰だとか人件費が当然伸びていく、それから委託業務も伸びていく環境の中で厳しいことは同様だと思っております。根幹的には、収入面をどう確保するのか、費用の伸びに対する、それにふさわしい診療報酬の確保というのが根本的な問題ではないかと思いますので、関連機関で協力をしながら発信していくところは発信をしていくことが重要ではないかと思っていますところす。

○議長(明神 健夫君) 岡田議員

○4番(岡田 芳秀君) よくわかりました。その中で高知医療センターがよく頑張っていることがわかりました。ただ、今後全体的に厳しくなってくるということで一層の努力をしていただければと思います。あと、施設の維持管理について、規模が大きいので事務作業もなかなか大変さとは思いますが、発注などどのように改善されたか教えてください。

○議長(明神 健夫君) 濱田統括調整監

○統括調整監兼事務局長(濱田 仁君) 今回いただきましたご意見ふまえては、施工管理や請求書の不備につきましては会計規則の遵守をとことん徹底しております。

また、工事の発注につきましては、至急発注が必要な工事以外はですね。まとめて発注し、入札でありますとか、競争見積などにより業者を選定するということで、透明性の確保競争性の確保を進めてまいりたいと考えております。

○議長(明神 健夫君) 岡田議員

○4番(岡田 芳秀君) わかりました、ありがとうございます。

あと、お産について、国または県のほうで協議されているようですが、今後はどうされていくのかお聞かせください。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) J A 高知病院と高知日赤さんの縮小によって医療センターには提案説明でも申しあげましたように、お産の件数が増加をしていくという影響が生じております。

ただ、最近の傾向としては、いわゆる未熟児といわれるような低出生の体重児の子供さんの数が減少しておりますので、そういった意味では、現場の集中治療室とかの管理についての負担感は軽減されている状況がございます。

ただ、件数が増えてくと、やはりその現場の業務が大変になってきますので、通常の分娩でリスクの少ない方については地域の医療機関の皆様と連携を図りながら分娩の件数についても制限をかけながら運用をしていますので、月80件くらいの運用で今まで問題なく対応ができていのかと思います。

今後日赤さんの体制が確保されていくと、件数の増加も期待ができますから、今後の周産期医療についてはそれほど大きな負担なくできるのではないかと考えているところです。

○議長(明神 健夫君) 岡田議員

○4番(岡田 芳秀君) どうもありがとうございました。

様々な医師の確保や県内の調整などあると思いますので、よろしくお願いします。

○議長(明神 健夫君) 吉永議員

○14番(吉永 哲也君) 資料1の14Pのところなんですけど、細かい話になるのですが、企業長に聞きたいのですが、類似団体とはどのような団体になるのでしょうか。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) 類似団体はだいたい500床以上の病院の平均値というところになっています。

○議長(明神 健夫君) 吉永議員

○14番(吉永 哲也君) 民間公立問わずですか。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) 公立の病院です。

○議長(明神 健夫君) 吉永議員

○14番(吉永 哲也君) これ出されたということは、どうしたいという思いがあるのでしょうか。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) それぞれ医療機関の置かれている現状というのは違いますし、担っている役割というのも、違いますから、平均で見たときに、直ちにこの平均に合わせないといけないと言われてたらまた別の問題ですけど、一般的にこういった、500床以上の病院であれば、それなりの機能を有しているところがありますので、一つの参考値として、目安としながら、そこを目指していくことは必要だと思っています。

例として挙げました14ページの令和4年度の類似平均の職員収益比が48.7%と非常に低くなっていますので、ちょっと私自身はどうかなと疑問も持っているところですけど、一つの目安としてやはり、50%に近づけていくというのが目安だろうとは思っていますので、そういう経営努力をしていかなければならないと考えているところです。

○議長(明神 健夫君) 吉永議員

○14番(吉永 哲也君) 分母と分子があるわけですが、医療センターの収入の分母は200億、これを210億にすると平均に近づくと、逆に職員の給与が今100億ですけど105億にすると5%になる。分母を増やすか分子を減らすかで%が変わると思いますが、そこらへんわかる範囲でいいのですが、類似団体と比べてどうか教えてください。

○議長(明神 健夫君) 村岡企業長

○企業長(村岡 晃君) この資料にはありませんけども、類似団体と比較をしたときに、ベッド100床あたりの職員数は医療センターが多いというようなデータもありますので、そういった意味では職員給与比のいわゆる分子のほうは多くなっているところもあるかと思います。

収益のほうは、一人当たりの診療単価というのは全国的にも高いというふうな状況もありますので、単価が高いだけでなく数の問題というのもあります。患者数と単価をかけたところが、医療収益というところになりますので、その収益を上げていく、適正な職員給与比率にしていくということは当然、費用面を圧縮していく、例えば時間外勤務の適正化を図りながら、職員の負担の軽減を図りながらやっていくという側面もあるでしょうし、もう一方では、医療収益をしっかり、確保していく、そういう取り組みの中で、適正な率を目指していきたいと考えております。

○議長(明神 健夫君) 吉永議員

○14番(吉永 哲也君) あまり算術ばかりやると分子を減らすという話になるが、お金だけではなく、職員さんのあったかい心の問題もあると思いますので、そのへんをよく話し合いをして、患者さんのことを考えながら営業収益を上げていく、逆に言えば予防的なことで何とか収益を上げていく、中間をとりながら、医は仁術という気持ちでお願いしたいと思います。

○議長(明神 健夫君) 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることにより御意義ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

—————◇—————◇—————

採 決

○議長（明神健夫君） これより採決に入ります。

議第1号「令和6年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（明神健夫君） 全員挙手であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（明神健夫君） 挙手全員であります。よって、本議案は可決されました。

次に議第3号「令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（明神健夫君） 挙手全員であります。よって本議案は可決されました。

次に、報第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（明神健夫君） 全員挙手であります。よって本議案は可決されました。

次に、報第2号「令和6年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（明神健夫君） 挙手全員であります。よって本議案は可決されました。

以上をもって、今期定例会提出の案件を議了いたしました。

これをもちまして、令和6年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会

6 高病企第388号
令和6年12月9日

高知県・高知市病院企業団議会
議長 明神 健夫 様

高知県・高知市病院企業団
企業長 村岡 晃

議案の提出について

令和6年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 令和6年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算
- 議第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例議案
- 議第3号 令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算
- 報第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告
- 報第2号 令和6年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の
専決処分報告

6 高病企議第 9 号
令和 6 年12月 9 日

高知県・高知市病院企業団企業長 村岡 晃 様

高知県・高知市病院企業団議会議長 明神 健夫

会議の結果について（報告）

地方自治法第123条第 4 項の規定により、令和 6 年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会の会議の結果を別紙のとおり報告します。

会 議 の 結 果

1 開会

令和 6 年12月 9 日（月）

2 閉会

令和 6 年12月 9 日（月）

3 会期

1日間

4 議員の出欠状況

月 日（曜日）	出席人員	欠席人員	備 考
12月 9 日（月）	14人	0 人	

5 議決件数

5 件

6 議決の状況

原案可決 2 件

同 意 1 件

承 認 2 件

7 地方自治法第99条の規定による意見書議案

なし

8 会議録写し

作成次第送付する

9 議案

別添のとおり

6 高病企議第 9 号
令和 6 年 12 月 9 日

高知県・高知市病院企業団企業長 村岡 晃 様

高知県・高知市病院企業団議会議長 明神 健夫

議決議案について

このことについて、令和 6 年 12 月高知県・高知市病院企業団議会定例会の 12 月 9 日の会議において、別紙のとおり議決されたので通知します。

令和 6 年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
議 第 1 号	令和 6 年度高知県・高知市病院企業団病院事業 会計補正予算	原 案 可 決	6 . 12 . 9
議 第 2 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例議 案	原 案 可 決	6 . 12 . 9
議 第 3 号	令和 5 年度高知県・高知市病院企業団病院事業会 計決算	原 案 認 定	6 . 12 . 9
報 第 1 号	損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分 報告	原 案 承 認	6 . 12 . 9
報 第 2 号	令和 6 年度高知県・高知市病院企業団病院事業 会計補正予算の専決処分報告	原 案 承 認	6 . 12 . 9